

中小企業庁から発表された「価格交渉促進月間（2025 年 3 月）フォローアップ調査の結果」に関する弊社対応について

2025 年 8 月 5 日に中小企業庁から公表されました「価格交渉促進月間（2025 年 3 月）フォローアップ調査の結果」において、弊社お取引先様との支払条件に関するご指摘をいただきました。

弊社が支払方法として電子記録債権を用いていたお取引先様に割引料が発生した際に、そのご負担をおかけしていたとのご指摘を、弊社としても真摯に受け止めております。

本件により関係各位にご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。
本件を踏まえ、弊社では以下の対応を進めております。

1. 支払条件の見直し

下請法の適用対象となるお取引先様に対してましては、支払方法を現金（振込手数料弊社負担による指定口座へのお振り込みによります。）に統一すべく、速やかに対応を進めております。

2. パートナシップ構築への対応

2026 年 1 月 1 日から施行となります下請法の改正法である「中小受託取引適正化法」への対応と併せて、お取引先様との公正な関係構築を図り、信頼される企業であり続けるよう、改善と対話に一層努めてまいります。